

幕別町消防団員等報賞金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、幕別町消防団の団員（以下「団員」という。）及び消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和24年法律第193号）第24条の規定により水防に従事した者（以下「協力者」という。）に対する報賞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報賞金の支給)

第2条 団員が消防活動（訓練、演習等の活動を含む。）に従事中傷害を受けて、死亡又は障害の状態となり、その功労が顕著であると認められるときは、当該団員に対し、報賞金を支給することができる。ただし、当該団員が市町村非常勤消防団員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和41年北海道市町村総合事務組合条例第2号）に基づき、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給を受けるときは、この限りでない。

2 協力者が消防作業若しくは水防に従事し、又は救急業務に協力したことにより、傷害を受けて、死亡又は障害の状態となり、その功労が顕著であると認められるときは、当該協力者に対し、報賞金を支給することができる。

(報賞金の種類)

第3条 報賞金は、殉職者報賞金及び障害者報賞金とする。

2 殉職者報賞金は、傷害により死亡した団員又は協力者の功労の程度に応じ、50万円以上200万円以下の範囲内の額をその遺族に支給するものとし、遺族の範囲等については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第9条及び第9条の3第2項の例による。

3 障害者報賞金は、傷害により障害の状態となった団員又は協力者に対し、功労の程度に応じ、別表に定める額を支給する。

(認定)

第4条 報賞金の支給に関する功労の程度の認定は、町長が行う。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

障害等級	功労の程度による支給額
第1級	100万円以上200万円以下の範囲内で町長が定める額
第2級	90万円以上180万円以下の範囲内で町長が定める額
第3級	70万円以上150万円以下の範囲内で町長が定める額
第4級	60万円以上130万円以下の範囲内で町長が定める額
第5級	50万円以上100万円以下の範囲内で町長が定める額
第6級	30万円以上70万円以下の範囲内で町長が定める額
第7級	20万円以上50万円以下の範囲内で町長が定める額
第8級	10万円以上30万円以下の範囲内で町長が定める額

備考

障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）別表第2に規定する障害の等級とする。